事　務　事　業　評　価　　平成 28 年度

担当課	福祉課

基本事項

事務事業名	生活困窮者自立相談支援事業	整理番号	0905
根拠法令等	生活困窮者自立支援法	実施を義務付ける規定	◉あり ○なし
関連する市勢振興計画の基本計画	章 第８章　健康で生きがいある生活を支える 節 第７節　低所得者福祉の充実	予算科目	3 款 1 項 1 目　◉継続 ○新規
		事業区分	市民サービス事業

事業の目的・実施状況等

事業の背景（課題、市民の要望等）	生活保護受給者が急増し生活保護費が増大したため、生活保護受給者をこれ以上増やさないことが課題となった。	計画期間	始期	平成	27	年度から
			終期	平成		年度まで
事業の対象（誰に・何に対して） 目的（どのような状態にしたいのか）	現在生活保護を受給していないが生活保護受給に至る可能性のある者に対して、生活保護受給に陥らずに自立した日常生活、社会生活ができることを目指す。					
目的達成のための具体的手段・方法	島原市社会福祉協議会へ業務委託し生活困窮者自立相談支援を行うとともに、市広報紙等に生活困窮者自立相談を行っている旨の掲載するなど事業の周知に努め、生活保護受給に至る前の段階での問題解決を目指す。					

			単位	26 年度	27 年度	28 年度
成果指標（目的達成度を図るものさし）	①自立支援計画作成者数（生活困窮者の申請に基づき相談を受け、生活保護に陥らないよう自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように支援していく事業である。）	目標	人		5	10
		実績	人		3	
		達成率	%		60.0	0.0
		目標				
		実績				
		達成率	%			
活動指標（目的達成のために行った活動実績）	①相談件数（新規相談数にかかる年間実態数）	目標	件		50	100
		実績	件		30	
	②	目標				
		実績				

事業費等の推移

区分＼年度	24 年度 実績値	25 年度 実績値	26 年度 実績値	27 年度 実績値	28 年度 予算	29 年度 計画
①直接事業費（千円）				5,470	7,559	7,559
財源内訳 国県支出金				4,101	5,669	5669
財源内訳 地方債						
財源内訳 その他						
財源内訳 一般財源	0	0	0	1,369	1,890	1,890
②従事職員給与費 b1×b2	0	0	0	0	0	0
従事職員数（人） b1	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
職員平均人件費 b2	7,277	7,213	7,317	7,438	7,484	
事業費合計 ①＋②	0	0	0	5,470	7,559	7,559

【1次評価】

事務事業の評価項目と評価の視点		評 価 内 容 （判断理由、課題等 ）	判 定
必要性	①社会環境の変化や市民ニーズに照らして、事業の必要性が薄れていないか	A=薄れていない　B＝一部薄れている　C＝薄れている 平成27年4月1日施行の生活困窮者自立支援法により各自治体での実施が義務付けられている事業で、今のところ事業の必要性は薄れていない	A
	②事業を民間（NPO、市民、ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ等）に実施させることはできないか	A=市以外での実施は困難　B＝一部民間での実施可能　C＝民間での実施可能 事業を島原市社会福祉協議会に委託している。	C
	③対象者は事業目的に見合っているか。また、事業を取り巻く時代変化や制度改正など、環境の変化に適応しているか	A=概ね適切　B＝改善の余地あり　C＝見直しが必要 平成27年4月1日施行の生活困窮者自立支援法により各自治体での実施が義務付けられている事業で、今のところ環境の変化に適応している	A
有効性	④成果指標の達成に十分寄与する手法がとられており、結果として目的が達成されているか （成果指標と連動させること　A=達成　B＝概ね達成　C=未達成）	A=達成している　B＝一部達成している　C＝あまり達成していない 相談件数が少ない。	C
	⑤事業効果をさらにあげる余地はないか	A=効果向上の余地はない　B＝一部検討の余地がある　C＝検討の余地がある 周知方法について検討の余地がある。	C
効率性	⑥事業実施により、費用や業務量に見合った活動結果が得られているか （活動指標と連動させる　A=達成　B＝一部未達成　C=未達成）	A=得られている　B＝一部得られている　C＝見直しが必要 自立支援プラン策定の成果があるが、相談件数をもっと増やす必要がある。	B
	⑦必要な活動結果がより少ない費用や業務量で得られる手法に代えられないか	A=現行以上の手法はない　B＝一部検討の余地がある　C＝検討の余地がある 直営よりは島原市社会福祉協議会に委託して実施する方が効果的である。	A
	⑧組織間の連携や役割分担に改善の余地はないか	A=改善の余地はない　B＝一部改善の余地がある　C＝改善の余地がある 島原市社会福祉協議会、ハローワークとの連携のほか、市役所の関係課との調整も必要である。	B
公平性	⑨事業の対象者全員に偏りなくサービスが提供されているか 全体コストから見て受益者の負担割合は適切か 使用料等の見直しの余地はないか	A=概ね適切　B＝検討・改善の余地あり　C＝見直しが必要 必須事業であるが相談件数が少ないので、周知方法について更に検討していく。	B
⑩市民参加、市民協働が配慮されているか、市民参加を拡大する余地や、新たに取り組む余地がないか A=概ね適切・現状維持　B＝検討・改善の余地あり　C＝見直しが必要			A
		判定評点平均 （3点満点） A＝3、B＝2、C＝1、「-」＝0として換算	**2.10**

◎ 総合自己評価 （所管部署）

評価結果		判断理由
	○ A 継続実施（特段の見直しは行わない）	生活困窮者自立支援法第3条第1項に、市及び福祉事務所を設置する町村は、この法律の実施に関し、公共職業安定所その他の職業安定機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保金の支給を行う責務を有すると規定されているため、今後も継続実施の必要がある。 自立支援を必要としている生活困窮者はいるが、自立相談件数が少ない状況であるため、制度の周知方法について改善の必要がある。
	B 改善・見直しを行う	
	○ B1 事業規模の拡充	
	○ B2 事業規模の縮小	
	○ B3 事業内容の改善・見直し	
	◉ B4 その他の見直し	
	○ C 休止（隔年実施などへの変更）	
	○ D 廃止（終期の設定等を含む）	

今後の課題及び改善策、見直しの状況	
	周知方法について、昨年度は市広報のみであったが、今年度は島原新聞市役所欄の活用や町内会自治会回覧などを通じて制度の周知を徹底し、相談件数の増加を目指す。

・総合評価で、「見直し・改善」を行うとした場合、見直しを行う上での今後の課題や事務事業の改善・見直しを行うことにより予想される効果も併せてを記載ください。
・本年度の事業を実施するにあたり、事業内容等の見直し（改革・改善、終期の設定など）を行っている場合は、その内容についても記載ください。

【2次評価】

総合判定	B3見直しのうえで実施　⇒　事業内容の改善
備考	生活保護費の増大を抑えるためにも、制度の周知を徹底し、相談件数を増やすことで生活保護に至る前の段階での問題解決に努めていただきたい。

【3次評価】

総合判定	B3見直しのうえで実施　⇒　事業内容の改善
備考	委託より直営の方が効果的だとする意見が優勢。子どもの貧困に対しては、周知や現場でアンテナを張り対応するよう求める意見有り。市で直営ならば、データ分析を活用することや民生委員など関係者との連携を図りながらの展開を望む。

評 価 結 果 を 踏 ま え た 次 年 度 予 算 へ の 反 映 状 況

① ☑事業費縮減（事業の見直し）	③ ☐成果向上に向けた事業費増加	↓ 予算措置額の増減
② ☐民間委託等によるコストの縮減	④ ☐事務の効率化による現状維持〈事業内容の拡充）	△ 806 （千円）